

# 福岡県公報

平成28年5月31日  
第3796号

## 目次

### 告示(第464号-第472号)

- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) …………… 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) …………… 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退 (保護・援護課) …………… 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) …………… 3
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) …………… 3
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) …………… 4
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更 (保護・援護課) …………… 4
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 4
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 5

### 公告

- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課) …………… 5
- 落札者等の公示 (総務事務厚生課) …………… 6
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) …………… 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 6
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) …………… 6
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 7

- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 7
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 8

### 選挙管理委員会

- 政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体 (市町村支援課) …………… 9

### 海区漁業調整委員会

- 第一種共同漁業権漁業における貝類及び腕足類の採捕制限 (漁業管理課) …………… 10
- 第一種共同漁業権漁業における貝類及び腕足類の採捕制限 (漁業管理課) …………… 10
- ビゼンクラゲの採捕制限 (漁業管理課) …………… 11

## 告示

### 福岡県告示第464号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成28年5月31日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
福津生56	キッズクリニック福津中央	福津市日蔭野四丁目13-1	H28.5.1

大野生133	なごみ診療所	大野城市乙金二丁目 922	H 28・5・1
春生168	とくなが皮ふ科医院	春日市惣利五丁目 14 - 3	H 28・4・1
大川生93	ひさしたかし整形外科クリニック	大川市大字幡保 157	H 28・4・1
嘉鞍生 4	整形外科 健成クリニック	鞍手郡小竹町大字勝野 3474 - 1	H 28・4・1
嘉鞍生 5	桂川腎クリニック	嘉穂郡桂川町大字瀬戸 148 - 1	H 28・4・1
宗像生16	花美坂クリニック	遠賀郡芦屋町花美坂 36 - 5	H 28・4・1
像生歯77	医療法人一会 自由ヶ丘南歯科	宗像市自由ヶ丘南二丁目 2 - 7	H 28・1・1
筑紫生歯81	石井歯科医院	筑紫野市二日市北二丁目 3 - 1	H 28・4・1
像生薬67	リーフ調剤薬局	宗像市くりえいと三丁目 4 - 15	H 28・5・1
嘉鞍生薬 2	ちくし小竹薬局	鞍手郡小竹町大字勝野 3472 - 25	H 28・4・1
京生薬75	藤本調剤薬局	築上郡吉富町大字広津 385 - 1	H 28・4・1
筑紫生訪 5	そら訪問看護ステーション	筑紫野市紫三丁目 11 - 2	H 28・4・1
小生訪 4	グリュック訪問看護ステーション	小郡市小郡 2476 トレンジイ ITO A 101	H 28・4・1

#### 福岡県告示第465号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の

規定により次のように告示する。

平成28年5月31日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
糸島地生 1	桑野医院	糸島市加布里 960 - 2	H 28・3・31
糸島地生 4	田中腎臓ひ尿器科クリニック	糸島市前原 1026 - 1	H 28・3・31
大川生91	ひさしたかし整形外科クリニック	大川市大字幡保 157 番地	H 28・3・31
潞生115	宮崎整形外科医院	三潞郡大木町大字八町牟田 287 - 9	H 28・3・31
行生61	尾形内科クリニック	行橋市中央二丁目 1 - 13	H 28・3・31
行生115	医療法人おのクリニック	行橋市南大橋五丁目 6 - 5	H 28・4・1
大生171	辻医院	大牟田市上屋敷町一丁目 2 - 7	H 28・3・31
筑紫生歯 37	医療法人石井歯科医院	筑紫野市二日市北二丁目 3 - 1	H 28・3・31
豊生歯15	住田歯科医院	豊前市大字松江 934 - 2	H 28・3・20
像生薬22	太陽薬局	宗像市日の里一丁目 10 - 1 - 102 - 104	H 28・3・31
像生薬14	赤間調剤薬局	宗像市田久二丁目 3 - 3	H 28・3・31
糸島地生薬23	パルミー薬局	糸島市高田二丁目 20 - 18	H 28・4・1
中生薬24	扇ヶ浦薬局	中間市扇ヶ浦一丁目 2 - 1	H 28・3・31

#### 福岡県告示第466号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の

促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年5月31日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定の辞退年月日
春生歯84	かすが歯科	春日市惣利五丁目13番地2	H 28・4・13

#### 福岡県告示第467号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年5月31日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
飯生111	飯塚休日夜間急患センター	飯塚急患センター	飯塚市吉原町1-1	H 27・8・1

#### 2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
飯生111	飯塚急患センター	飯塚市西町1805-1	飯塚市吉原町1-1	H 27・8・1

#### 福岡県告示第468号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年5月31日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
大生マ22	福永 情司（九州療養サポートセンター大牟田）	大牟田市大字宮崎11-2-402号	H 28・5・1
行生マ9	北村 好美（訪問マッサージおだやか）	行橋市大字稲童3106-46	H 28・3・24
古生マ17	須山 潔（KEIROW 古賀ステーション）	古賀市千鳥二丁目3-7 安部ビル102	H 28・4・2
北筑後生マ2	實藤 量徳（訪問マッサージすまいる大刀洗）	三井郡大刀洗町大字三川546	H 28・4・1
直生柔41	香月 一臣（塩川整骨院直方院）	直方市大字上新入593	H 28・1・21
小生柔21	井上 真悟（はると整骨院）	小郡市祇園一丁目1-7 田中ビル1階	H 28・4・14
小生柔22	林田 康一（むさし鍼灸整骨院 小郡）	小郡市小郡303-5	H 28・4・1
筑紫生柔69	陣内 由彦（杏鍼灸整骨院）	筑紫野市二日市中央四丁目11-1-2F	H 28・4・2
春生柔53	岩本 卓也（にここ整骨院）	春日市日の出町六丁目48	H 28・4・1
像生柔99	堀内 徳州（堺整骨院 宗像本院）	宗像市栄町13-4	H 28・4・18
像生柔100	野崎 楓（堺整骨院 宗像本院）	宗像市栄町13-4	H 28・4・18

朝倉生柔19	幡鉾 功平（トータルケア鍼灸整骨院）	朝倉市柿原 962 - 1	H 28・4・8
朝倉生柔20	平井 裕也（ひらい鍼灸整骨院）	朝倉市小田 1308 - 1	H 28・4・20
朝倉生柔21	野村 元基（ときお整骨院）	朝倉市鳥集院 725 - 2	H 28・5・1
糸島地生柔56	河野 一郎（整骨院悠々）	糸島市志摩津和崎 29 - 1 イオンスーパーセンター志摩内	H 28・4・1
南筑後生柔4	立山 敬之（たちやま鍼灸整骨院）	八女郡広川町大字長延 991 - 5	H 28・4・28
筑紫地生柔32	北野 拓也（あすく整骨院）	筑紫郡那珂川町今光四丁目 71 - 1 TOビル 101	H 28・4・1
京生柔36	上揚 晴久（つき整骨院）	築上郡築上町大字築城 168 - 9	H 28・4・1
朝倉生はき8	幡鉾 功平（トータルケア鍼灸整骨院）	朝倉市柿原 962 - 1	H 28・4・8
朝倉はき9	平井 裕也（ひらい鍼灸整骨院）	朝倉市小田 1308 - 1	H 28・4・20
筑紫生はき13	陣内 由彦（杏鍼灸整骨院）	筑紫野市二日市中央四丁目 11 - 1 - 2 F	H 28・4・2
古生はき8	須山 潔（KEIROW 古賀ステーション）	古賀市千鳥二丁目 3 - 7 安部ビル 102	H 28・4・2
北筑後生はき1	實藤 量徳（訪問マッサージすまいる大刀洗）	三井郡大刀洗町大字三川 546	H 28・4・1
南筑後はき2	立山 敬之（たちやま鍼灸整骨院）	八女郡広川町大字長延 991 - 5	H 28・4・28

**福岡県告示第469号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてそ

の例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年5月31日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
直生柔39	山本 修数（STREXZEN 和整骨院 直方店）	直方市古町 17 - 2	H 28・3・31
小生柔17	小山 愛美（むさし鍼灸整骨院 小郡）	小郡市小郡 303 - 5	H 28・3・31
像生柔69	三本菅 英人（たく鍼灸整骨院）	宗像市田久 724 - 1	H 28・4・1
糸島地生柔44	木寺 修作（整骨院 悠々）	糸島市志摩津和崎 29 - 1 イオンスーパーセンター志摩内	H 28・3・31
糸島地生柔53	石丸 優（ういんぐ整骨院 糸島院）	糸島市高田二丁目 18 - 20	H 28・4・1

**福岡県告示第470号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年5月31日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
遠生柔4	東邦整骨院	遠賀郡水巻町大字頃末 1223 - 19	遠賀郡水巻町大字頃末 北四丁目 9 - 19	H 28・3・7

**福岡県告示第471号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年5月31日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木古賀字屋日津906の1、906の2、907から909まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第472号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年5月31日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

久留米市山本町豊田字道川830の1、830の3、836の33、827・830の2・836の32（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字道川827・830の1・830の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**公 告**

**公告**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定に基づき、筑後市前津木ノ下土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により次のように公告する。

平成28年5月31日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

株式会社イズミ

2 事業施行期間

（変更前）平成26年11月25日から平成28年3月31日まで

（変更後）平成26年11月25日から平成28年12月31日まで

3 施行地区

筑後市大字前津字松葉、字木ノ下及び字堂免の各一部

4 事業の名称

筑後市前津木ノ下土地区画整理事業

5 事務所の所在地

八女市蒲原988番28

6 施行認可の年月日

平成26年11月25日

7 変更認可の年月日

平成28年5月18日

### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年5月31日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る特定役務の名称

福岡県財務会計システム用ソフトウェア等の賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成28年4月28日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社KCC

(2) 住所

福岡市博多区店屋町1番35号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

112,320,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成28年5月31日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営夏吉地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成28年5月31日から 平成28年6月28日まで	田川市役所

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年5月31日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市日蒔野五丁目11番1及び11番3から11番44まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区下到津四丁目9番2号

東宝ホーム株式会社

代表取締役 岡田 克憲

### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成28年5月31日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営天堤地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成28年5月31日から 平成28年6月28日まで	筑後市役所 久留米市役所

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により宗像市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年5月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
宗像市自由ヶ丘地区	平成28年3月31日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により大野城市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年5月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（数値写真地図作成）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大野城市全域	平成28年3月31日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年5月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市若松区大字安屋	平成28年3月31日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により九州防衛局長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年5月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量外）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
行橋市	平成28年2月29日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に

より北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年5月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市若松区	平成28年3月16日

#### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により岡垣町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年5月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
岡垣町（一部）	平成28年3月9日

#### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年5月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市若松区大字弘川ほか	平成28年1月27日

#### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年5月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区岩崎二丁目ほか	平成28年2月18日

#### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年5月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区岩崎四丁目	平成28年1月18日

## 選挙管理委員会

(政党の支部)

団体名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党福岡県福岡市中央区第三支部	石村 一明	大庭 欣二	福岡市中央区白金一丁目14番21号

(政党以外のその他の政治団体)

団体名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
一明会	石村 一明	大庭 欣二	福岡市中央区白金一丁目14-21
いとう英二後援会	伊藤 英二	伊藤 悦子	田川郡香春町大字中津原1121
上田重光後援会	村上 功司	森下 吉晴	京都郡みやこ町上原1153
大久保みきお後援会	大久保 三喜男	木下 誠	福津市津屋崎3-25-7
岡松誠二後援会	岡松 誠二	岡松 由佳里	直方市上新入3358-2
岡村一伸後援会	岡村 一伸	岡村 和子	糸島市波多江288-2
おの正義後援会	山下 英俊	山下 英俊	筑紫野市大字阿志岐2426-77
河村好浩後援会	伊原 俊兒	江口 奈保巳	柳川市三橋町蒲船津203-5
古森博司後援会	白石 仁	中野 鈴子	鞍手郡小竹町大字南良津1430
こんどう雅幸後援会	西村 直樹	近藤 友里	八女市川犬1012-6
佐々木のりよし後援会	一ノ宮 知視	佐々木 裕見子	朝倉郡東峰村大字福井1305
三小田一美後援会	三小田 保弘	三小田 由起子	柳川市大和町塩塚541
篠原茂幸後援会	武末 孝信	緒方 準之助	田川郡福智町上野475-2
白水えいじ後援会	白水 英至	白水 克代	糟屋郡宇美町ゆりが丘1-13-10
政治結社大日本政経会筑豊支部	田中 敏晴	田中 敏晴	直方市大字頓野3740-1
高田ちづき後援会	高田 学	高田 千寿代	柳川市大和町中島573
田中きくお後援会	瀬戸 重義	田中 弘	糸島市二丈福井5489

## 福岡県選挙管理委員会告示第54号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成28年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年5月31日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

同政会	測上 純一	測上 純一	北九州市小倉北区高峰町16-1-101
長崎としろう後援会	長崎 敏郎	長崎 勝之	遠賀郡水巻町高松22-205
古野修後援会	古野 修	古野 万三	遠賀郡遠賀町大字虫生津295
むらまつけんじ後援会	村松 謙二	村松 由依	古賀市舞の里4-27-4
森丈夫後援会	杉本 隆	光井 隆	嘉麻市中益212
山元秀一後援会	高原 弘則	山元 京子	宮若市磯光1269-61
横尾伸二後援会	末次 寿一郎	横尾 精子	みやま市瀬高町小田2230-1

(政党以外のその他の政治団体の支部)

団体名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
東洋青年同盟福岡県本部	清水 宏和	久家 圭太	北九州市小倉南区中曽根東1-7-31-103

## 海区漁業調整委員会

### 福岡県有明海区漁業調整委員会指示第99号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、漁業権の適正な行使を図るため福岡県有明海区における第一種共同漁業権漁業のうち貝類及び腕足類の採捕について、次のとおり指示する。ただし、福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りでない。

平成28年5月31日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 内場 澄夫

#### 1 指示の適用海域

有区第10号

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域。

(世界測地系)

ア 北緯33度05分15.5秒、東経130度23分09.0秒

イ 北緯33度04分53.0秒、東経130度22分44.7秒

ウ 北緯33度05分08.4秒、東経130度22分24.8秒

エ 北緯33度05分31.0秒、東経130度22分48.8秒

#### 2 採捕の制限

あさり、もがい、たいらぎ、はまぐり、かき、しおふき、あかがい、はいがい、にし、まてがい、あげまき、うみたけ、からすがい、ばい、くまさるぼう、しゃみせんがいについては採捕してはならない。

#### 3 指示の有効期間

平成28年6月1日から平成29年5月31日まで

### 福岡県有明海区漁業調整委員会指示第100号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、漁業権の適正な行使を図るため福岡県有明海区における第一種共同漁業権漁業のうち貝類及び腕足類の採捕について、次のとおり指示する。ただし、福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りでない。

平成28年5月31日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 内場 澄夫

#### 1 指示の適用海域

有区第20号

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域。

(世界測地系)

- ア 北緯33度04分32.7秒、東経130度24分04.1秒
- イ 北緯33度04分10.5秒、東経130度23分39.8秒
- ウ 北緯33度04分22.7秒、東経130度23分24.1秒
- エ 北緯33度04分45.0秒、東経130度23分48.1秒

## 2 採捕の制限

あさり、もがい、たいらぎ、はまぐり、かき、しおふき、あかがい、はいがい、にし、まてがい、あげまき、うみたけ、からすがい、ばい、くまさるぼう、しゃみせんがいについては採捕してはならない。

## 3 指示の有効期間

平成28年6月1日から平成29年4月30日まで

### 福岡県有明海区漁業調整委員会指示第101号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるビゼンクラゲ漁業の調整を図るため、当該魚種の採捕について次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

平成28年5月31日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 内場 澄夫

## 1 指示の適用海域

福岡県有明海区海域（農林水産大臣の管轄する漁場を含む）

## 2 指示の内容

- (1) 平成28年6月1日から平成28年6月30日まで及び平成28年11月1日から平成29年5月31日までの期間は採捕してはならない。
- (2) 採捕可能な期間において次の区域で採捕してはならない。  
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯33度05分39秒、東経130度21分46秒
- イ 北緯33度05分08秒、東経130度21分41秒

ウ 北緯33度04分48秒、東経130度21分40秒

エ 北緯33度03分51秒、東経130度21分25秒

オ 北緯33度03分51秒、東経130度21分29秒

カ 北緯33度04分48秒、東経130度21分44秒

キ 北緯33度05分08秒、東経130度21分45秒

ク 北緯33度05分39秒、東経130度21分50秒

- (3) 採捕可能な期間において当該魚種の採捕を目的として固定式さし網漁業を使用する場合、漁具は1隻1統とする。また、網漁具の総延長は250メートル（仕立て上り）以下、網丈は9メートル以下、網の目合は20センチメートル以上とする。なお、夜間にあつては当該漁具の両端に設置した旗に電灯その他の照明による漁具の標識を設けなければならない。

- (4) 傘幅40センチメートル未満は採捕してはならない。

## 3 指示の有効期間

平成28年6月1日から平成29年5月31日まで